

尼崎市総合計画審議会資料
--------------

資料 第 1 号
----------

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日
----------------------

## 尼崎市総合計画審議会運営関係資料

尼崎市



## 目 次

- 1 尼崎市総合計画審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
  
- 2 尼崎市総合計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
  
- 3 尼崎市総合計画審議会における傍聴取扱要領・・・・・・・・・・ P.5
  
- 4 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9



## ○尼崎市総合計画審議会条例

### (設置)

第1条 本市の総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、総合計画について知識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

### (会長等)

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

### (会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、部会について準用する。

### (意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ

て意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年1月20日規則2号で、昭和53年1月21日から施行)

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

# 尼崎市総合計画審議会委員名簿

種別	No.	氏名	現職等
学識経験者	1	いながき ゆうこ 稲垣 由子	甲南女子大学 人間科学部子ども学科 教授
	2	うめたに のぶやす 梅谷 進康	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授
	3	かとう よしまさ 加藤 恵正	兵庫県立大学 政策科学研究所 教授
	4	かわなか だいすけ 川中 大輔	シチズンシップ共育企画代表 同志社大学大学院総合政策科学研究科嘱託講師
	5	さとう ともこ 佐藤 智子	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 准教授
	6	たきがわ こうじ 瀧川 光治	大阪総合保育大学 児童保育学部 教授
	7	ひさ たかひろ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
	8	べにや しょうへい 紅谷 昇平	兵庫県立大学 防災教育研究センター 准教授
総合戦略意見交換会	9	かじおか しゅういち 梶岡 修一	株式会社神戸新聞社 経営企画室長
	10	かわしま あきこ 川島 明子	園田学園女子大学 学長
	11	かわの まさふみ 川野 昌文	尼崎労働者福祉協議会 代表
	12	しまだ ちから 島田 力	尼崎商工会議所 理事・事務局長
	13	ふじわら ぐんじ 藤原 軍次	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 理事長・大庄支部長
	14	わだ あつひろ 和田 敦裕	尼崎信用金庫 地域支援部長
市議会議員	15	あらか のぶこ 荒木 伸子	尼崎市議会議員(新政会)
	16	やすだ ゆうさく 安田 雄策	尼崎市議会議員(公明党)
	17	すだ むつみ 須田 和	尼崎市議会議員(緑のかけはし)
	18	とくだ みのる 徳田 稔	尼崎市議会議員(日本共産党議員団)
	19	ながさき ひろちか 長崎 寛親	尼崎市議会議員(維新の会)
	20	みょうけん こういちろう 明見 孝一郎	尼崎市議会議員(市民グリーンクラブ)
市民	21	はらだ あきら 原田 明	尼崎市総合計画市民懇話会
	22	びとう ゆり 尾藤 百合	尼崎市総合計画市民懇話会



## 尼崎市総合計画審議会における傍聴取扱要領

### 1 目的

この要領は尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

### 2 傍聴の取扱

審議会の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の協議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の協議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

### 3 会議開催の周知

審議会の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した審議会開催の通知を尼崎市のホームページ上へ掲載する。

### 4 傍聴の定員

傍聴の定員は、10人を限度とし、審議会の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

### 5 傍聴の手続き等

会議の傍聴は、次の手続きにより傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して、会議開会時刻の1時間前から行う。
- (2) (1)の場合において、傍聴希望者の受付順に整理番号を記載した整理券を発行する。会議開会30分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配布する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の若いものからくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配布する。
- (3) 会議開会30分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、会議開会15分前までに参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配布する。なお、会議開会30分前から15分前の間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。
- (4) 傍聴券交付申込書の配布を受けた者は、必要事項を記入し、係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない。
- (6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者へ譲渡及び貸与できない。

## 6 報道機関の傍聴希望者

尼崎市市政記者名簿に記載された報道機関の記者は、審議会の会議を傍聴することができる。この場合、原則として各社1人に限定し、受付は会議開会の15分前までとする。なお、事務の簡素化、迅速化を図るため、報道関係者の傍聴手続きについては身分証明等で確認したうえ、報道関係者傍聴受付名簿に自署させ、傍聴席に誘導する。

## 7 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

## 8 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、審議会の傍聴をすることができない。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍聴させることが適当でないと会長が認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

## 9 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るものとする。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

カ 係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人は、メモをとることができる。

(3) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

## 10 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会の決議により公開しないこととされた事項が協議されるとき等退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は平成 28 年 12 月 22 日から実施する。



## 諮 問 書

尼崎市総合計画審議会 会長 様

尼 崎 市 長  
稲 村 和 美



### 総合計画について（諮問）

本市は、平成24年5月9日に貴審議会よりいただいた答申に基づき、市議会の議決を経て、平成24年6月、「ひと咲き まち咲き あまがさき」をキャッチフレーズにした、尼崎市総合計画を策定いたしました。

加えて、平成27年10月には、国における地方創生の流れを受け、総合計画をもとに、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランとして、尼崎版総合戦略を策定しております。

これら総合計画や総合戦略の推進にあたっては、毎年度、市民意識等を踏まえるなかで、施策の進捗状況をチェックする「施策評価」を実施し、その取組の方向性を絶えず確認しているところです。

こうした中で、来年度、前期まちづくり基本計画がその計画年限を迎えることから、基本構想及び前期まちづくり基本計画をもとに、後期まちづくり基本計画を策定する必要があります。

そこで、この内容について、広範な意見をもとにご審議いただきたく、貴審議会に次の事項について諮問いたします。

- 1 後期まちづくり基本計画の策定について
- 2 後期まちづくり基本計画の評価等について

以 上